

重 要

後見，保佐又は補助開始の審判を申し立てる方へ

- 1 申立てをした後は，家庭裁判所の許可を得なければ申立てを取り下げることはできません。
- 2 成年後見人等の選任に当たっては，家庭裁判所が，本人にとって最も適任であると判断した方を選任しますので，必ずしも成年後見人等候補者の方が成年後見人等に選任されるとは限りません。
- 3 専門職（弁護士，司法書士，社会福祉士等）を後見人等又は後見等監督人に選任した場合には，家庭裁判所の報酬付与の審判に基づき，本人の財産の中からその報酬を支払う必要が生じます。
- 4 家庭裁判所が，本人の精神状況に関する鑑定を必要と判断した場合には，申立人には，鑑定費用として相当額を予納していただくとともに，鑑定のための本人の通院等に協力していただくことになります。
- 5 成年後見人等の仕事は，本人が病気などから回復し判断能力を取り戻すか，本人が亡くなるまで続きます。

水戸家庭裁判所